

仕様書

第1 件名

「沢庵発祥の地！品川区～全国たくあんサミット～」実施委託

第2 目的

品川区というと、多くの外国人旅行者、日本人旅行者が訪れる交通拠点、オフィスタワーが建ち並び現代的な街、学校や文化施設が多くある教養に満ちた町といったイメージがあるが、古くから続く街で、昔ながらの下町の風情が色濃く残る街でもある。多くの神社が残存し、特に日本全国で親しまれている「沢庵漬け」を考案したと言われる「沢庵 宗彭」が創建した臨済宗大徳寺派の寺院、東海寺が残存している。

日本全国で親しまれている「沢庵漬け」はとても健康に良い食品で、地域により様々な味付け、料理となって親しまれている。この「沢庵漬け」の発祥地が実は品川区であることは、ほとんど知られていない。しかし現代の「沢庵漬け」の消費量は年々減少しており、「和食」としての文化の維持が危ぶまれている。

そこで、品川区の魅力向上と和食文化維持のため、沢庵発祥の地として新たな特産品の開発、「沢庵漬け」をテーマとした旧東海道周辺から副都心大崎エリアなど区全域を巻き込んだイベントを実施する。

なお、本事業は、一般社団法人しながわ観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月21日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVBという」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

1月	プレ調査、ニーズ調査 イベントの企画概要決定
2月	イベント・モニターツアー広報物作成
2月～3月	特産品の開発
5月～7月	イベントの開催
8月	効果の検証・次年度継続性の課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び品川区関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、特産品の開発、イベント実施等について検討会を開催すること。なお、協議会は、1月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後 2 週間以内に、議事録を提出すること。

2 情報の収集・整理

協議会の開催にあたり、事前に全国の沢庵事業者の動向や沢庵に関する国内外の情報、後述のサミットへの招聘対象地域の確認等を行うこと。

3 特産品の開発・試食会

沢庵を身近に感じてもらえるよう、品川らしい沢庵の開発を行うこと。

(1) 東京沢庵の開発

①発祥の地ではあるが、品川区監修の沢庵はないので、品川区らしい個性ある沢庵を制作する。味・素材の両方の観点から 2 種程度を制作し、開発に当たっては専門業者、専門家を招聘し、指導を仰ぐこと。

例えば、品川区で昔養殖されていた海苔フレーバー

品川ビールフレーバー

大根の代わりに品川蕪の利用など

開発した沢庵は、区内の各国料理店で専門家の指導を受けながら新メニューとして開発してもらう。

②開発後は関係者の試食会を行う他、アンケート等で意見を聞くこと。

4 イベントの企画・実施

平成 30 年 5 月～7 月のうちの 1 日に下記のイベントを行うこと。なお、イベント開催においては開催地域の地域団体と連携を密にし、地域に根差したイベントとなるようにすること。

(1) ワークショップの開催

人数 : ①、②とも 24 名

会場 : 品川区立総合区民会館（きゅりあん）予定

①料理講師を招いて、品川区在住、在勤の方を対象に、手軽に作れる安全安心の手作り沢庵を作る。沢庵を漬け終わった後は、ミーティングを行うこと。

また、在日外国人も招き、沢庵を使った料理をつくり国際交流を図ること。人数規模は合計で 24 名程度を想定。

②区内の小学生の親子を招き、漬物体験と「品川区が沢庵発祥の地」であることを認知させるワークショップとすること。人数規模は親子で 24 名程度を想定。

(2) 東海寺に関わるイベント

①沢庵を含む精進料理を食し、沢庵和尚の逸話や料理の話を伺うなど、沢庵発祥の地である品川区の歴史等についての理解を深める会とすること。精進料理は外注または他の食事提供場所の場合も想定する。人数は 20 名程度。

②外国人も参加することを想定し、英語対応が可能なスタッフ等の準備や告知物などの対応を行うこと。

③都合によりこのイベントが開催できない場合を想定して、東海寺の外観見学を含めた代案を提

示すること。

*このイベントを検討する際は、東海寺に直接コンタクトをせず、企画提案者に必ず問い合わせること。

(3) 「全国から集まれ 全国たくあんサミット！」を実施すること

品川区が沢庵発祥の地であることのアピールのイベントとすること。

人数 : 2,000 名程度の集客を想定

会場 : 大崎駅周辺をのイベントスペース、または旧東海道品川宿周辺を想定。

- ① 全国から沢庵（大根の漬物）を集めた物販を行う。
 - ・開催場所を確保し、設営を行うこと。
 - ・沢庵を販売する出店者を募集し、20 団体以上を招聘すること。（必要に応じて招聘費用を含む）なお、出店者に対しては参加料は徴収しないこと。
 - ・日本酒の試飲、沢庵の試食スペースを設けるなどイベント性を高める工夫を行うこと。
 - ・出品物の人気コンテストを行い、結果を HP で紹介すること。
- ② 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ③ 英語対応が可能なスタッフ等を準備し、外国人もイベントを楽しめるようにすること。
- ④ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。

5 イベント等の広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、雑誌の広告、パンフレット、HP などのウェブサイト等を作成し、広くイベント等の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、外国人旅行者も意識し、必要な多言語化を行うものとし、イベント参加者を確実に確保できるよう、Facebook やインスタグラムなどの SNS オンラインメディアを作成して十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

6 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委員会にフィードバックすること。

7 「沢庵発祥の地！品川区～全国たくあんサミット～」のツールブックの作成

6 における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A 4 色 : 4 色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上)
-----	--

	(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正: 2回以上 Rマーク: 原則として、再生紙使用マーク (Rマーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙: 再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ: 東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1 から 7 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要 (件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的)、
事業内容 (基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制 (チャート図等)

2 名産品の開発・試食について

3 イベントの企画・実施について

4 イベント等の広報 PR について

5 実施結果

6 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料 (会議議事録等)

規 格	大きさ: A 4 色 : 4 色カラー刷り 使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 6 「沢庵発祥の地! 品川区~全国たくあんサミット~」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色 ：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	前項6「沢庵発祥の地！品川区～全国たくあんサミット～」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「沢庵発祥の地！品川区～全国たくあんサミット～」のツールブック | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者はTCVBであるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVBの調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。

- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、TCVBに対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財)と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者とTCVBは双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面をTCVBに提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちにTCVBに連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。また、進捗状況に関するTCVBの指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は(公財)東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。

- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階
電話 (直通) 03-5579-2682